

太田市立強戸中学校 「いじめ防止基本方針」

平成27年4月 作成

平成28年4月 改訂

平成29年4月 改訂

平成30年4月 改訂

平成30年9月 改訂

< 基本認識 >

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校を生徒・教職員・保護者・地域とともに作りあげ、未然防止・早期発見・早期解消に努める。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する。
- (3) いじめられている生徒の立場に立ち、全教職員で守り通す。
- (4) いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (5) 日常的に保護者との信頼関係をつくり、地域や関係機関との連携協力を努める。
- (6) いじめが「重大な事態」として取り扱われるべきものである場合、市教委と相談しながら対応を考え、必要に応じて警察署・関係専門機関に援助を求める。

1 未然防止の取り組み

(1) 授業改善（主担当：研修主任・学力向上コーディネーター）

①すべての生徒が参加、活躍できる授業を工夫し、わかる授業づくりを進める。

- ・研修主任 = わかる・できる授業づくりを校内研修で進める。
- ・各教科 = 生徒の実態に応じて、授業形態や発問などを工夫する。
- ・学力向上コーディネーター = 長期休業中の補習、定期テスト前の補習、日々の補習に努める。

②互いを認め合える人間関係、学級・学校風土づくりを進める。

- ・全職員 = 生徒の呼名は敬称を付け、あだ名などでは呼ばない。
- ・学年主任、担任 = 学校行事や学活、道徳を通して温かな人間関係を育むようにする。
- ・学校長 = 全校集会、学校だよりなどで啓発する。
- ・教頭（情報主任） = 学校webページなどで啓発する。
- ・生徒会 = いじめ防止に関連した啓発活動を行う。

③授業規律の徹底を図る。

- ・各教科担当 = 各教科において、授業中の生徒指導を徹底する。また、学力向上通信を活用する。

(2) 友人関係、集団づくり、社会性の育成

（主担当：学年主任、小中連携担当 生徒指導担当 担任）

①集団生活の向上

- ・学年主任、担任 = 学校行事を通して、よりよい人間関係を構築する。

②9年間を見通した社会性の涵養と人間関係作り

- ・小中連携担当 = 小中それぞれの情報を把握し、補完的に指導を進める。
- ・生徒指導担当 = 小学校の生徒指導担当と連携しながら、情報交換を進める。

③いじめの未然防止や、解決などについての話し合いの場を設定する。

- ・学年主任、担任 = 学級全体による集団決定や、一人一人の自己決定を通して、いじめを許さない態度を醸成する。

(3) いじめに関する学習（主担当：人権主任、道徳教育推進教師）

①人権感覚の育成

- ・道徳教育推進教師 = 豊かな人権感覚をはぐくむ授業づくり（主として道徳）のための資料提供や、情報共有を行う。

②人権学習週間

- ・人権主任 = 道徳主任、特活主任、学年主任と連携しながら進める。

③外部講師の招聘（ネット、スマホの注意）

- ・教頭 = 生徒指導主事、人権主任、学年主任と連携して進める。

※ 身体的特徴や性格、行動など、どのようなことでも、いじめのきっかけとなる可能性があることを、教職員は深く理解しなければならない。また、発達障害を含む障害のある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係わる生徒、被災生徒への差別、いじめにも十分留意して指導に当たらなければならない。

(4) 生徒会の取り組み（主担当：生徒会担当）

①主体的な活動の支援

- ・生徒会担当 = 詳細は、年間の計画で進める。
 - 1学期 いじめ防止スローガンの募集
～生徒集会で発表
「あったか言葉」キャンペーン
～校内に掲示
 - 2学期 いじめ防止標語の募集
～生徒集会で発表
「思いやり探し」キャンペーン
～校内に掲示
 - 3学期 太田市いじめ防止子ども会議にて決定した
「太田の子ども いじめ防止 行動目標」の伝達
～生徒集会で発表

(5) 保護者・地域への啓発（主担当：校長、教頭）

①情報の公開と啓発

- ・校長、教頭 = P T A 総会・学年懇談会・学校だより・Web ページなどで啓発する。
- ・学年主任、担任 = 学年・学級懇談会、学年だより等で進める。

2 早期発見の取り組み

(1) 「いじめ一報制」により、組織としていじめを把握し、早期対応に努める。

(2) いじめに気づく

- ・いじめ実態把握のための生活アンケートの実施（毎月）
- ・教育面談、個人面談の実施、チャンス相談による聞き取り
- ・生活ノート、スクールカウンセラー、悩みごと相談員、保健室などからの情報
- ・市研究所巡回相談等、関係機関からの情報

(3) 情報を共有する

- ・教育相談部会（月2回）、運営委員会、職員会議
- ・C4thの連絡掲示板、共有フォルダ（情報収集後、即時アップし共通理解を図る）

(4) 被害者、加害者、保護者へ対応する

- ①いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ②学級担任等が抱え込むことのないように、学年や学校全体で組織的に対応する。
- ③校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- ④いじめの子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- ⑤法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ⑥いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- ⑦必要に応じて、県が設置しているサポートチーム等の活用を図る。

3 発見したいじめに対する対応

(1) 指導の流れ

- ①いじめの疑いがある場合、早い段階から適切に関わる。また、疑われる行為を発見した場合、その場で止め、相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ②生徒指導主事は、いじめの発見者からの聞き取りをもとに、「いじめ第一報」を作成する。校長、または教頭が市教委への報告を行う。
- ③教職員は速やかに学年主任に報告し、いじめ防止委員会で情報を共有し、当該組織が中心となって事実の確認を行う。
- ④事実確認の結果、いじめが認知された場合、生徒指導主事を中心として、関係機関と相談する。
- ⑤被害・加害の保護者への連絡については、担任・学年主任が中心となって、家庭訪問などにより行う。場合によっては、校長・教頭も家庭訪問を行う。
- ⑥いじめが犯罪行為として取り扱われるべき重大なものと認められるときは、校長の指示のもと、生徒指導主事・学年主任・担任が関係機関・警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。

(2) 被害者またはその保護者への支援

- ①いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。親しい友人や教職員、家族、地域の人などと連携し、いじめ防止委員会を中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得る。

(3) 加害者への指導またはその保護者への助言

- ①生徒指導主事、該当学年の職員は、いじめたとされる生徒からも事実確認の聴取を行う。また関わったとされる生徒からの聴取を個別に行う。
- ②事実関係を聴取した後は、学年主任、担任は迅速にいじめた生徒の保護者に連絡をし、事実の報告をする。場合によっては、保護者を学校に召喚したり、家庭訪問をしたりする場合もある。
- ③単に謝罪をもって安易に解消と判断せず、以下の2つの要件をもっていじめの解消を判断する。
 - ・少なくとも3ヶ月間、いじめが止んでいること。
 - ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ④いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け健全な人格の発達に配慮する。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①担任を中心として、いじめ防止委員会が適切に連携し、いじめを見ていたり、同調したりしていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、「傍観者」の生徒には、「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせ

ることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

※指導の流れや、事後の状況については、担任及び生徒指導主事が記録をする。

4 系目 系載

「いじめ防止委員会」

(1) 構成員

- ・ 学校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、教育相談主任、養護教諭
補完組織として「教育相談部会」・ ・ 学校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談主任、各学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援コーディネーター、悩みごと相談員

(2) 役割と対応

● <ネット上のいじめへの対応>

- ① ネット上の不適切な書き込みなどがあった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取りなどの調査、生徒が被害にあった場合のケアなど必要な措置を講ずる。
- ② 書き込みへの対応については、削除要請など、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や所轄警察署県警サイバー対策室など、関係機関と連携して対応する。

● <重大事態への対応>

- (重大事態) ・ いじめにより、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じたとき
またはその疑いがあると認められたとき
- ・ いじめにより、生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていると認められたとき
 - ・ 生徒や保護者から、重大事態の申し出があったときは、重大事態が発生したものととらえ、対応する。

- ① 重大事態が発生した場合、速やかにその旨を太田市教育委員会に報告する。
- ② 太田市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果について、いじめを受けた生徒・保護者に対して、事実関係などその他必要な情報を適切に提供する。

※「教師が知っておきたい子どもの自殺防止予防のマニュアル及びリーフレット」（文部科学省 H21.3）を踏まえ、子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き（文部科学省 H22.3）に従って対応する。

平成 30 年度 いじめ防止活動年間計画

	生 徒 ・ 職 員	学校全体 【いじめ防止委員会】
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度の引き継ぎ資料による生徒状況の確認（職員） ・ 今年度のいじめ防止基本方針の確認（全職員） 	<p>【PLAN：計画】</p>
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ防止スローガンの募集（生徒） ・ 生徒集会での強戸中スローガン発表（生徒会） ・ よいところ見つけキャンペーン（生徒会） 	<p>【DO：実践】</p>
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太田地区いじめ防止フォーラムへの参加（生徒会長） 	
7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭訪問や三者面談による生徒一人一人の把握（生徒・職員） ・ 1学期の振り返りカード（生徒） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回「学校評価アンケート」の実施 7月（生徒・保護者向け）
8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭訪問や三者面談による教育相談（生徒・保護者・職員） ・ いじめ防止ポスター・標語の作成、掲示（生徒） 	<p>※いじめ防止の取組の 検証と改善①</p> <p>【CHECK①：評価】</p>
9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育祭に向けてのクラスのスローガン、学級旗の作成（生徒） 	
10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒集会での強戸中標語発表（生徒会） 	<p>【DO：実践】</p>
11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒会によるいじめ防止啓発に関する活動 	
12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2学期の振り返りカード（生徒） ・ 「あった顔ことば」キャンペーン ・ 人権イラストコンテスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権講話（学校長）
1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太田地区いじめ防止子ども会議への参加（生徒会長） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回「学校評価アンケート」の実施 1月（生徒・保護者向け）
2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「太田市いじめ防止会議結果」の全校生徒への伝達（生徒会） ・ いじめ防止宣言の説明（生徒会） 	<p>※いじめ防止の取組の 検証と改善②</p> <p>【CHECK②：評価】</p>
3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年間の振り返りカード（生徒） 	<p>※引継ぎ資料作成</p> <p>【ACTION：行動】</p>
<p>【定期的な行動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○毎日・・・生活ノート（デイリーライフ）から生徒の状況把握 ○毎月・・・月末最終週に「生活アンケート」の実施・分析 ○随時・・・「未然防止のためのチェックリスト（学校用）」「いじめ発見のためのチェックリスト（学校用）（家庭用）」「学級経営を見直すチェックリスト（担任用）」「人権感覚チェックリスト」（以上県教委作成）の定期的実施 ○日常・・・授業、給食、清掃、休み時間、部活動等の学校生活での全職員による観察 ○実態に応じて・・・「学級の雰囲気と自己肯定感を把握する質問紙」C&S等の活用 		

平成30年度 強戸中学校生徒会 いじめ防止活動年間計画

目標	生徒一人一人がいじめを自分のこととしてとらえ、いじめ防止に向けた様々な活動に取り組もうとする自主的、実践的な態度を育てる。	
	全県の取り組み	生徒会活動
4月		○ポスターの掲示 ・廊下や階段、全教室に掲示する。
5月	春の「いじめ防止強化月間」	○生徒集会でいじめ防止について発表する。
		○いじめアンケートの実施 ・全校生徒から「いじめ防止スローガン」を募集・決定する。
		○全校集会でよいこと見つけをする。その後、よいこと見つけキャンペーンをする。
		○生徒総会（前期）の開催 ・スローガンの発表ならびに啓発活動（呼びかけなど） ・ポスターの作製、掲示
6月	いじめ防止フォーラム	○本校の年間活動計画発表、意見交換会 ・校区内小学校の取り組みを取材し、発表する。 ・いじめフォーラムの成果を小学校と情報交換する。
7月		○人権標語・いじめ防止標語・ポスター募集の呼びかけ
8月		
9月		
10月		
11月		○生徒会（後期）の開催 12月のいじめ防止強化月間、人権週間の活動内容の決定
12月	冬の「いじめ防止強化月間」	○学級活動の充実 ・各学級の課題について、話し合い活動を実施する。 ・各学級の意見や結果を生徒会が集約し、全校生徒や家庭・地域などに紹介する。
		○人権集会（人権週間） ・生徒会による啓発活動（呼びかけなど）
		○「あった顔ことば」キャンペーン ・心が温まる表情や言葉をカードに書いてもらい、掲示する。
1月	太田市いじめ防止 こども会議	○実践発表、意見交換会 ・自校の取り組みを全校に発表する。 ・他校の取り組みなども伝える。
2月		○いじめ防止行動宣言を全校生徒へ紹介する。
3月		○振り返り ・1年間の活動を振り返り、次年度につなげる。